

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～高額介護合算療養費について（令和6年度分）～

### ■ 高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。支給対象となる方には、本年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- ・医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- ・新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合がありますので、詳しくは住民生活課生活環境係までお問い合わせください。

### ◆ 基準額表

負担割合	区分	基準額（世帯の限度額）
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円
		【課税所得380万円以上】141万円
		【課税所得145万円以上】67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	
	住民税非課税	区分Ⅱ（※1）31万円
	世帯	区分Ⅰ（※2）19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 電話:011-290-5601

住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

## 冬期火災予防運動の実施について

北留萌消防組合では、全国各地で住宅火災により死傷者が発生している状況から『冬期火災予防運動』を実施します。

この時季は、暖房器具の使用による取扱いの不注意や不始末から火災が多く発生しています。

火の消し忘れないかよく確認し、火気の取扱いには十分注意しましょう。

また、充電式の電池または製品の取扱いやコンセント周りの状態をよく確認し、電気による火災にも注意しましょう。

死傷者の発生を防ぐため、定期的に住宅用火災警報器の点検を行い、窓やベランダなど玄関以外の避難口を複数確保しておきましょう。

### ・実施期間

令和8年2月15日（日）～2月26日（木） 12日間

### ・統一標語

『**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**』

お問い合わせ先: 北留萌消防組合消防署 幌延支署 電話: 5-1159